一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年4月分]

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称		営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200413	株式会社岡部建設 (法人番号 6390001007504) 代表者岡部美喜雄	山形県鶴岡市友江 字中野1番地の4		山形県鶴岡市友江字中 野1番地の4	輸送施設の使用停止(40日車)及び文 書警告	業法(以下「法」)第 17条第1項、法第17 条第4項	令和元年10月18日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	4	4
20200413	(法人番号	山形県東置賜郡高 畠町大字糠野目字 飯塚式717番地3	山形営業所	山形県山形市大字松原 字東谷地386-11		業法第17条第4項	令和元年11月29日、死亡事故を引き起こしたことを 端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認め られた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1 項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全 規則第10条第1項)、(3)運行管理者に対する指導 監督義務違反(安全規則第22条)	1	1
20200422	(法人番号	秋田県山本郡八峰 町峰浜沼田字ホンコ 谷地51番地の9				業法(以下「法」)第 17条第1項、法第17 条第4項	令和元年9月18日、公安委員会からの通知を端緒 として監査を実施した結果、4件の違反が認められ た。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条 第4項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反[一運 行の勤務時間](安全規則第3条第4項)、(3)運行 指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第 2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全 規則第10条第1項)	4	4

[※]事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。